

第2章 地震災害予防計画

第1節 地震に強いまちづくり

実施担当

総務課、政策企画課、建設課、教育委員会

1 地震に強いまちづくりの推進

本町には市街地を中心に家屋が密集している地域等、震災に対して脆弱な地域が存在する。こうした地域では、地震による被害がより拡大する可能性があるため、県の地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき、避難路・指定緊急避難場所及び指定避難所の整備、オープンスペースの整備、市街地の面的整備、建築物の耐震・不燃化等地震に強いまちづくりを着実に推進する。

2 建築物の安全確保

建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、該当施設の耐震計画を作成し、優先順位を定め計画を実施する。

個人住宅の耐震化については、耐震診断の推進等により耐震改修、建替えの促進を図る。

3 公共土木施設等の災害予防対策

(1) 道路施設対策

応急対策上重要な道路、橋梁について安全性を確保する。

(2) 河川管理施設対策

施設管理者は、地震に対する安全性の評価を踏まえた強度を確保する。

4 交通及び通信施設の機能強化

町及び防災関係機関は、道路、通信局舎等の基幹的な交通、通信施設等について、各施設の耐震化、代替路を確保するための道路のネットワークの整備、施設や機能の代替性の確保、各交通、通信施設間の連携の強化により輸送、通信手段の確保に努める。

第2節 防災知識を深めるための取り組み

実施担当 総務課、教育委員会

地震による被害の軽減のためには、想定される地震をいたずらに怖がることなく、正しく理解し、適切に行動することが重要である。

このため、町をはじめ、住民の一人ひとりが地震に関する正しい知識を身に付けるとともに、お互いに連携することができるよう取り組みを進める。

1 防災関係者の研修

職員を対象に、地震及び津波に関する研修を毎年実施し、人材の育成を図る。

2 防災教育の実施

南海トラフ地震を経験する可能性が高い世代への防災教育を推進し、その取り組みを家庭、地域へと広げていく。

3 災害教訓の伝承

- (1) 過去に起こった大災害の教訓や防災文化を確実に後世に伝えていくため、各種資料を広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。
- (2) 災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

4 防災に関する広報及び啓発の実施

- (1) 自ら実施する取り組みや住民の意識を高めるための広報を様々な媒体を活用し、実施する。特に、東日本大震災以降、南海トラフ地震に対する住民の意識が高まっていることから、防災意識の向上に結びつく広報を実施する。
- (2) 地震発生時に住民自らが安全を確保し、迅速に避難することができるように、家庭や事業所における室内の安全対策や住宅等の耐震化が進むよう啓発を実施する。
- (3) 住民に対し、強い揺れや長い揺れを感じた時は迷うことなく、自ら率先して避難行動を取ること等、避難に関する知識を身に付けてもらうための啓発を実施する。

第3節 実践的な防災訓練の実施

実施担当

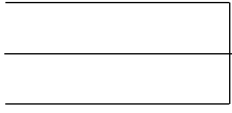
総務課

1 実践的な防災訓練の推進

町及び住民等の防災力を向上させ、防災関係機関・団体等との連携を強化するため、また、本計画の実効性の検証や町業務継続計画の実行性等防災上の課題を把握するため、定期的に広域的な総合防災訓練、情報収集・伝達や参集等の個別訓練、図上シミュレーション訓練、広域訓練の実施を推進する。

訓練種目の例として次のようなものがある。（自主防災組織訓練及び防災ボランティア訓練を含む。）

- (1) 避難指示等の伝達訓練
- (2) 災害対策本部設置訓練（初動体制の確立訓練）
- (3) 非常参集訓練
- (4) 情報収集・伝達訓練
- (5) 消火、救急・救助訓練
- (6) 医療救護訓練
- (7) 避難訓練
- (8) 初期消火訓練
- (9) 応急手当訓練
- (10) 要配慮者等へ配慮した訓練



住民を対象

住民等が参加して行う避難訓練を実施する際には、高齢者や障がい者等の要配慮者のニーズに十分配慮し、地域において支援する体制が整備されるように努めるとともに、個人のニーズの違い等、多様な視点に十分配慮するよう努める。

第4節 自主的な防災活動への支援

実施担当

総務課

具体的な内容については、一般対策編第2章第9節「自主的な防災活動への支援」に準ずる。

南海トラフ地震が発生すると、大きな揺れが襲う。

生命を守るためには、住民が自ら身を守る行動をするとともに、地域での支え合いや助け合いが重要となる。

そのため、地域での自主的な防災活動への支援を行います。

第5節 自発的な支援を受け入れるための環境整備

実施担当

健康福祉課

具体的な内容については、一般対策編第2章第12節「自発的な支援を受け入れるための環境整備」に準ずる。

大規模災害時には、ボランティアなどの自発的な支援が被災した方々の大きな助けとなるため、こうした支援がスムーズに行われるための環境整備を進める。

第6節 情報の収集・伝達体制

実施担当

総務課

具体的な内容については、一般対策編第2章第15節「情報の収集・伝達体制」に準ずる。

地震発生時には、正確な情報を迅速に住民に伝えるとともに、防災関係機関で相互に情報を共有し、連携して応急対策を行えるよう、平常時から情報の収集、伝達体制の確立や施設の整備に努める。

また、自主防災組織等を活用し、住民から被害情報を入手する体制を整備するとともに、被害情報収集マニュアルを作成する等して適切な被害情報の収集体制を整える。

第7節 火災予防対策

実施担当

総務課

具体的な内容については、一般対策編第2章第4節「火災予防対策」に準ずる。

地震による火災は同時多発の可能性があり、一方で、断水や道路の寸断等によって消防活動に障害が生じ、通常の火災よりも被害が拡大する可能性がある。こうした事態に備え、住民の火気取り扱いに関する啓発、家庭への消火器具の普及等出火防止対策及び初期消火対策を推進するとともに、指定緊急避難場所等防災拠点における収容、情報収集・伝達、備蓄、応急救護等の機能の整備及び耐震性防火槽の整備等による消防水利の整備を推進する。

第8節 危険物等災害予防対策

実施担当

総務課

地震動により危険物施設等が損傷すると、飛散、漏洩、爆発、火災などにより、周辺住民のみならず広範囲にわたる被害をもたらすおそれがある。こうした事態に備え、危険物施設等の現況を的確に把握しておくとともに、消防本部と連携し、法令上の基準の遵守及び施設・設備等の耐震化に関する指導の徹底並びに自衛消防組織による訓練等の充実や防災関係機関との連携体制の強化を進める。

第9節 建築物等災害予防計画

実施担当

建設課

1 公共、公用施設の耐震化対策の推進

大規模な地震災害が発生した場合、災害応急対策を円滑に実施するためには、公共施設等の耐震性等を確保しておく必要があることから、建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「耐震改修促進法」という。）に基づき、該当施設の耐震計画を作成し、優先順位を定め、非構造部材を含む耐震化対策事業を推進する。

なお、地震防災上重要となる建築物は次のとおりである。この中で、耐震化されていない施設については、関連する補助事業等を活用して耐震改修又は建替えの促進を図る。

- (1) 本山町役場
- (2) 嶺北消防署
- (3) 本山町立国保嶺北中央病院
- (4) 本山保育所、本山小学校、吉野小学校、嶺北中学校
- (5) 本山町社会福祉会館
- (6) 本山町保健福祉センター
- (7) 本山町プラチナセンター
- (8) 本山町内各地区集会所・公民館・コミュニティーセンター
- (9) 総合福祉ゾーン天空の里
- (10) 本山育成会しゃくなげ荘

2 一般建築物の耐震化対策等の推進

(1) 建築物等の耐震性の向上

地震による建築物の被災は、重大な人的被害の発生をもたらすとともに、火災の発生源ともなり、地震被害の軽減対策上その耐震性の確保は極めて重要である。このため、個人住宅を含む一般建築物の耐震化対策については、耐震化の必要性や支援制度の周知、所有者負担の軽減などを図り、地域住宅計画に基づく事業及び住環境整備事業の活用を通じて耐震診断の推進等により耐震改修又は建替えの促進を図る。

(2) 家具の転倒防止やブロック塀や外装タイル等の倒壊防止等

建築設備、ブロック塀、自動販売機、窓ガラス、看板、屋内の家具等の転倒・落下対策、天井材等の非構造部材の脱落防止対策等についても周知を図る。

(3) 地震保険の加入促進

地震により住居用建物や家財が被災した場合に、速やかに被災者の生活の安定化を図るため、住民に対して地震保険に関する情報提供を行う。

3 ライフライン施設の耐震化対策の推進

簡易水道、電気、ガス、通信施設が地震によって被害を受けると、日常生活や各種災害応急対策活動に大きな影響を及ぼす。簡易水道施設等の耐震化対策に努めるとともに、電気、ガス、通信施設に係る各社と日頃から情報交換を行い、その防災対策の現状を把握するとともに、必要に応じて防災対策の向上を要請する。

また、各種のライフラインが寸断される不測の事態へ備えるため、飲料水や食料、自動車へのこまめな満タン給油などの生活必需品の個人備蓄を推進する。

4 文化財の耐震化の推進

文化財を地震から保護するため、年1回以上その管理状況（転倒・倒壊対策の状況、消防設備の整備状況）を調査し、これに基づき必要な措置を講ずる。

第10節 地盤災害等予防対策

実施担当 総務課、建設課、まちづくり推進課

1 急傾斜地崩壊対策

急傾斜地等では、地震により土砂災害の発生が懸念される。このため、被害を最小限に食い止められるよう、災害防止事業を推進するとともに、次の対策に積極的に取り組む。

なお、町の災害危険箇所については資料9を参照のこと。

- (1) 災害危険地域の現状把握とパトロールの実施
- (2) ハザードマップ等の整備と情報提供、警戒避難時の避難などについて住民への周知

2 大規模盛土造成地

大規模盛土造成地が身近に存在するかどうかを知ってもらい、防災意識を高め、災害の未然防止や被害軽減に繋がるよう「大規模盛土造成地マップ」を公表し、周知を図る。

3 ため池崩壊対策

ため池崩壊対策として、耐震性を有するため池への改修を推進する。

また、地震による破損等で決壊した場合に大きな被害をもたらすおそれのあるため池について、ハザードマップの作成等により、適切な情報提供を図る。

4 液状化対策

液状化の危険度が高い地域の調査を行い、液状化対策の推進を図る。

また、ハザードマップ等により、住民への危険性の周知に努める。

第11節 ライフライン等の対策

実施担当	総務課、建設課
------	---------

具体的な内容については、一般対策編第2章第7節「ライフライン等の対策」に準ずる。

1 簡易水道施設

円滑な避難を確保するため、水道管の破損等による二次災害を軽減させるための措置を実施する。

2 電力（四国電力株・四国電力送配電株）

緊急的な電力供給体制の整備を図るとともに、災害応急活動の拠点等に対して、電力を優先的に供給するために必要な情報の収集や電力供給に関する事前検討等を実施する。

また、火災等の二次災害の防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報を実施する。

なお、事業者が上記以外に行う措置は、別に定める。

3 ガス（（一社）高知県エルピーガス協会）

円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害防止のための利用者によるガス栓閉止等必要な措置に関する広報を実施する。

なお、事業者が上記以外に行う措置は、別に定める。

4 通信（NTT西日本株・株NTTドコモ四国・KDDI株・ソフトバンクモバイル株）

緊急的な通信体制の整備を図るとともに、情報を確実に伝達するために必要な通信を確保するため、電源の確保等の対策を実施する。

なお、事業者が上記以外に行う措置は、別に定める。

第12節 緊急輸送活動対策

実施担当

総務課、まちづくり推進課、建設課

具体的な内容については、一般対策編第2章第20節「緊急輸送活動対策」に準ずる。

第13節 避難対策

実施担当

総務課

1 避難対策

- (1) 地震時において、本町で避難が必要な場合としては、おおむね次の事態が想定される。
 - ア 家屋密集地で火災が発生し、延焼の危険がある場合
 - イ 土砂災害や堤防、ため池の決壊等の危険がある場合
 - ウ 住家が被害を受け、住居に危険がある場合
- (2) 住民が適切に避難できるよう、次の点について避難体制の整備を図る。
 - ア 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路、福祉避難所の指定・整備（資料4-1・4-2参照）
 - イ 指定避難所の収容機能のほか、物資備蓄機能、応急救護機能、情報収集伝達機能等防災拠点としての機能に着目した施設の整備
 - ウ 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路、福祉避難所の住民への周知
 - エ 指定避難所、福祉避難所の開設・運営管理体制の整備（マニュアル作成等）
 - オ 誘導案内等の標識及び誘導灯の整備
 - カ 避難路の安全を確保するため、住環境整備事業等を活用した住宅の耐震化やブロック塀等の安全対策、老朽住宅の除却、沿道建築物の耐震化等
- (3) 子どもたちの安全確保
 - ア 保育所、学校等が保護者との間で、災害発生後、児童生徒等を施設等に待機させるか、保護者へ引き渡すかの判断等について、あらかじめルールを定めるよう促す。
 - イ 小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における保育所の施設との連絡及び連携体制の構築に努める。
- (4) 長期的な避難対策
 - ア 一定期間の避難生活ができる避難所の確保に努める。
 - イ 一般の避難所では生活することが困難な要配慮者のため、介護保険施設、障害者支援施設等を福祉避難所として指定するよう努める。
 - ウ 学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮する。
 - エ 指定避難所の耐震化、必要な物資や資機材の整備等を図る。
 - オ 要配慮者や個人のニーズの違い等、多様なニーズに十分配慮した物資や資機材の整備を図る。
 - カ 住民に対し、あらかじめ指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。
 - キ 感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。

指定緊急避難場所・指定避難所等の考え方

指定緊急避難場所	大地震時に周辺地区からの避難者を収容し、地震後発生する市街地火災から避難者の生命を保護するために必要な面積を有するグラウンド、施設等で町が指定するところをいう。
避難路	広域避難場所等へ通じる道路又は緑道であって、避難圏内の住民を当該広域避難場所等に迅速かつ安全に避難させるための道路等をいう。
指定避難所	地震等の災害による家屋の倒壊、焼失等、現に被害を受けた者又は現に被害を受けるおそれのある者を一時的に学校、公民館等既存建築物等に収容し保護する町が指定するところをいう。
福祉避難所	高齢者、障がい者等であって「指定避難所」での生活において特別な配慮を必要とする者を収容し保護するところをいう。

(5) 広域避難

- ア 指定避難所として指定する際に併せて広域一時滞在の活用を含め、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくように努める。
- イ 大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞りに係る応援協定を締結する等、発災時の具体的な避難及び受け入れ方法を含めた手順等を定めるよう努める。
- ウ 市町村域を超えて避難者を受け入れるための広域的な調整を行う。

(6) 応急仮設住宅等

- ア 応急仮設住宅の建設に必要な資機材の調達及び供給体制を整備する。
- イ 災害に対する安全性に配慮し、応急仮設住宅の建設可能な用地の把握に努める。
- ウ 学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。
- エ 災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空家等の把握に努める。

第14節 防災活動体制の整備

実施担当

総務課

1 迅速かつ円滑な災害対策本部体制確立のための環境整備

地震発生時には、まず来庁者及び職員の安全確保を図るとともに（勤務時間中に発災の場合）、災害対策本部を迅速・円滑に立ち上げ、各種災害応急対策を遂行する環境を整える必要がある。このため、あらかじめ次の点について対策を講ずる。

- (1) 来庁者及び職員の避難誘導マニュアルの作成及び訓練
- (2) 庁舎内ロッカー、キャビネット等の転倒・落下防止対策
- (3) 災害対策本部室（会議室）の備品等の備え
- (4) 停電時の自家発電装置、可搬式発電機等の備え
- (5) 職員の食料、水、トイレ等の備え

2 防災活動体制の整備

(1) 職員の動員体制（初動体制）の整備

休日・夜間等勤務時間外に地震が発生した場合、的確な初動活動のためには職員を迅速に動員する必要がある。このため、動員配備表の配布や訓練等を通じて、動員配備基準の周知徹底を図る。

(2) 防災関係機関相互の連携体制の整備

地震発生時に協力して応急対応を実施する防災関係機関は、共同訓練や情報交換、協定の締結等日頃から連携した取り組みを実施する。

(3) 広域的な応援体制の整備

人的な応援・受援体制の整備とともに、備蓄する食料や資機材等の広域的な調達体制を整備する。

(4) 民間事業者との連携体制の整備

民間事業者と協定締結等を進め、燃料の確保、支援物資の管理や輸送等の協力体制を構築し、迅速な災害応急対策が行えるように努める。

(5) 複合災害への備え

同時又は連続して2以上の災害が発生することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象（例えば、地震に加え、豪雨災害等が発生した場合等）が発生した場合を想定した体制の確保に努める。

第15節 地域への救援対策

実施担当

総務課

1 物資・資機材等の備蓄の推進

大規模地震により多数の被災者が発生した場合、飲料水、食料、生活必需品等生活関連物資や救出救助用資機材が必要となる。そこで、迅速・的確に被災者への支援を行うことができるよう、県が実施した被害想定等に基づき、公的備蓄型・流通在庫備蓄型の両面から、今後、物資の備蓄整備を推進する。備蓄にあたっては、次の点に留意する。

(1) 公的備蓄のための備蓄倉庫の整備

交通途絶を想定し、発災時に迅速な供給を行えるよう、可能な限り地区ごとに分散して備蓄倉庫を整備する。その際、水害等の危険性がないよう十分配慮する。

(2) 流通在庫備蓄のための協定等の締結

民間事業者との協定締結等を進め、緊急的に必要となる物資の調達体制の整備を図る。また、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。

(3) 季節性、地域特性に配慮した備蓄（ストーブ、扇風機等）

(4) 在宅要配慮者に配慮した備蓄（粉乳、おむつ、食べやすい食品、車イス等）

(5) 集団生活に配慮した備蓄（プライバシーの確保のための仕切板等）

(6) 時間の経過を考慮した備蓄（避難生活が長期化した場合に備えた生鮮食料品等の流通在庫備蓄体制の整備等）

(7) 井戸水の活用等の自活対策、交通途絶を想定した分散備蓄といった指定避難所等防災拠点を考慮した備蓄

備蓄目標基準

	住民による備蓄	行政による備蓄
		県及び町
家庭・ 自主防災組織レベル	1人3日分 (現物を備蓄)	↓
町域レベル		
広域レベル		被災者の1日分相当量 (現物の公的備蓄又は流通在庫備蓄)
合計	3日分	2日分

(注) 矢印は、不足が生じた場合、補完する手順を示す。

参考：公的備蓄型と流通在庫備蓄型の比較

	公的備蓄型	流通在庫備蓄型
形態	平常時から市町村において、必要な品目及び数量を購入して倉庫に現物を備蓄するもの	卸・小売等業者に協定等により依頼しておき、災害時に必要品目・数量をそれらの業者に確保させるもの
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・物品確保が確実（迅速確実に対応可） ・計画的な分散備蓄が可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・多品目又は大量の調達が可能 ・備蓄（購入、保管）の経費節減可 ・公的機関による在庫管理、品質管理が不要 ・必要量のみの対応可能 ・品質の低下防止が期待できる
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・購入費、倉庫建設等の財政負担が必要 ・倉庫（建設地）の確保が必要 ・在庫管理の事務が必要 ・物資更新時の処分が困難 	<ul style="list-style-type: none"> ・在庫把握が容易にできない ・在庫の状況により入手できない場合がある ・ランニングコストの取り扱いが不明確 ・数量を明確にしない紳士協定においては実効性が期待しにくい

2 消毒、保健衛生体制の整備

- (1) 災害時の消毒、保健衛生体制をあらかじめ定める。
- (2) 薬剤や資機材の調達方法についてあらかじめ定める。

3 災害廃棄物の発生への対応

災害時に発生する廃棄物（し尿、生活系ごみ、がれき等）に対して、あらかじめ災害廃棄物処理計画を定める。

4 災害時医療対策

(1) 災害時医療救護体制の整備

地震により負傷者が多数発生した場合、管内医療機関の稼働状況の把握、医療救護所の設置、医療救護班の派遣要請・受け入れ・重傷者の後方搬送、住民への広報等様々な活動が求められる。これらの活動を適切に行えるよう、次の観点から災害時医療体制の整備を推進する。

- ア 医師会、医療機関との連絡体制の整備
- イ 医療救護班の派遣要請・受け入れ体制の整備（マニュアル作成等）
- ウ ヘリコプターによる後方搬送体制の整備
- エ 被災医療機関への支援体制の整備（避難支援、給水等）
- オ 医療救護活動及び医療救護施設の整備について、本山町災害時医療救護計画を関係者に周知する。
- カ 医療救護所、救護病院等を指定し、医療機関管理者等と協議して、それぞれの機能の確保に努める。
- キ 地域の医療関係団体や自主防災組織との連携に努める。
- ク 救護病院は嶺北中央病院とし、平時から住民に周知する。

ケ 応急手当等の家庭看護の普及を図る。

(2) 医薬品等及び輸血用血液の供給体制の整備

医薬品、医療用資機材等の備蓄に努めるとともに、医薬品卸業者、薬剤師会等と連携し、医薬品等の確保及び供給体制を整備する。

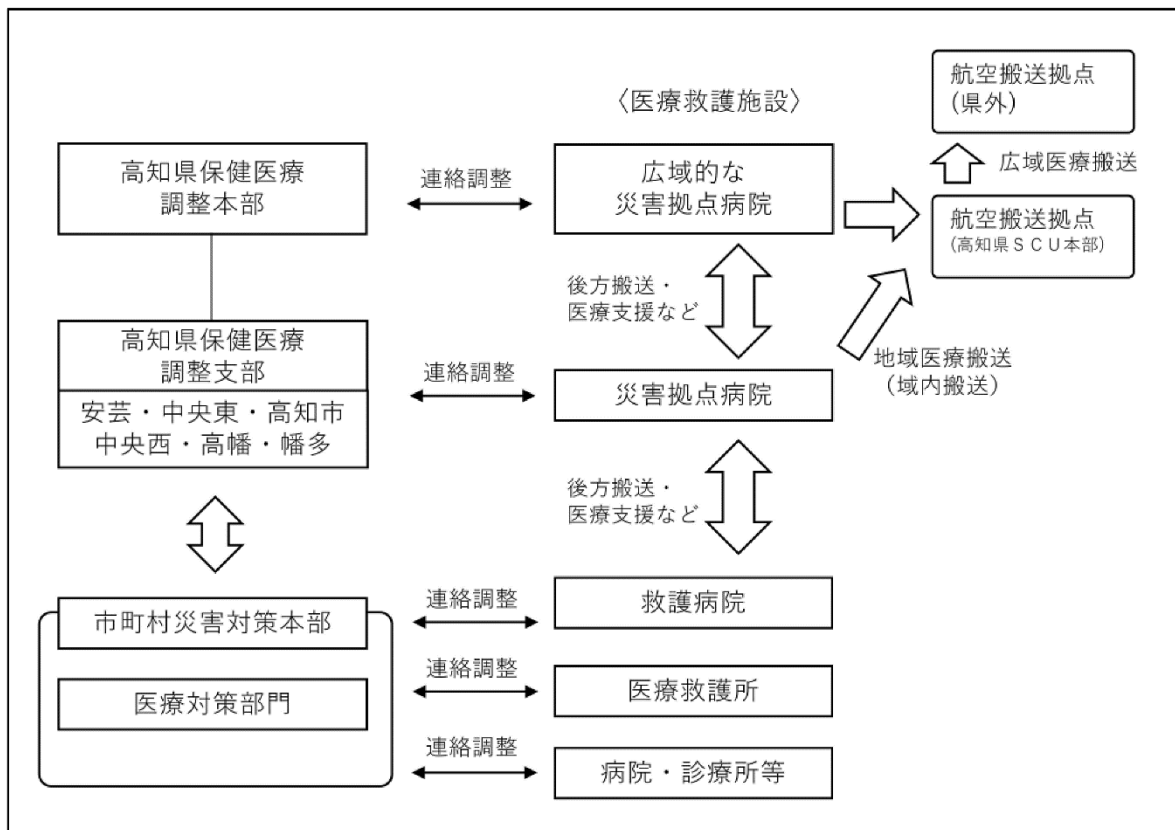
(3) 通信体制及び輸送体制の整備

- ア 通信体制や緊急輸送体制の整備に努める。
- イ 保有する機動力を効率的に活用する。
- ウ 医療救護に関する情報の収集伝達体制を整備する。

(4) 情報通信システム等の整備

- ア 通常の情報通信インフラの途絶に備え、衛星携帯電話等の整備に努める。
- イ 医療施設の被害状況等の情報を迅速に把握できるよう衛星携帯電話や広域災害救急医療情報システム（EMIS）等の操作訓練を定期的に行うなど、操作方法の習熟に努める。

[災害医療救護体制図]



第16節 要配慮者への対策等

実施担当 健康福祉課、嶺北中央病院

1 在宅の要配慮者及び避難行動要支援者への支援

在宅の要配慮者及び避難行動要支援者（寝たきり、認知症、ひとり暮らしの高齢者、身体障がい者、透析・難病患者、乳幼児等）が災害に見舞われると、その介護者も含め様々な障害に直面する。これらの人々を支援するため、次の観点から対策を推進する。

(1) 安否確認体制の整備・更新（避難行動要支援者名簿の作成等）

(2) 地域での避難等支援体制の整備

ア 平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。

また、避難行動要支援者名簿については、実態を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、名簿情報の適切な管理に努める。

イ 防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、個別避難計画情報の適切な管理に努める。

ウ 避難者支援等に携わる関係者として本計画に定めた消防機関、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援、安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際には、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を行う。

エ 個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮を行う。

オ 地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

カ 安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から指定避難所へ移送するため移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。

(3) 福祉避難所の指定及び周知

2 社会福祉施設等における防災対策

(1) 実態把握と継続的な防災対策

- ア 施設管理者は、安全対策シート等により施設の防災対策の実態を把握し、実態を把握したうえで、防災上の課題について優先順位を整理のうえ、防災対策マニュアルを整備し、防災対策に取り組む。
- イ 施設管理者は、関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的な計画を作成し、防災対策に取り組む。
- ウ 施設管理者は、実態を把握したうえで、防災上の課題について優先順位を整理のうえ、防災対策マニュアルを整備し、防災対策に取り組む。
- エ 施設管理者は、職員一人ひとりが災害時に適切な行動がとれるように、全職員が参加した防災対策に継続的に取り組む。

(2) 施設・設備の安全確保対策

施設管理者は、施設の耐震化に努める。また、立地環境、建物の構造及び入居者の状況等を踏まえた適切な安全確保対策を実施する。

- ア 火災報知器、スプリンクラー、緊急地震速報受信機等の整備
- イ 非常用電源、備蓄物資及び防災用資機材の設置場所の嵩上げ等
- ウ 垂直避難のための器具等の整備
- エ 危険物の管理
- オ 家具及び書棚等の転倒防止対策

(3) 施設入所者の避難対策

ア 地域の災害特性の把握

施設管理者と町は、施設の立地する地域の災害について、正しい知識及び対応の方法について習得に努める。

イ 施設入所者の避難計画の作成

施設管理者、町及び住民は、夜間・休日における災害の発生や状況によっては再度避難することを想定する等、現実的な避難誘導計画を防災対策マニュアル等の中で作成する。また、災害時に職員が的確な判断ができるように図上訓練や実地訓練等を実施するとともに、消防機関や自主防災組織等と連携した避難体制づくりを進める。

ウ 長期的な避難と広域連携

施設管理者と町は、入所者等一人ひとりについて、他事業所等へ引き継ぐための情報を整理するとともに、避難生活に必要な薬品や器具等を整備する。また、施設管理者と町は、広域的な避難に備え、県内及び県外の同種又は類似の施設との相互の避難と受け入れに関する災害協定の締結に努める。

エ 介護職員等の応援派遣体制、受援体制の整備

避難生活の長期化等に備え、介護職員等の派遣体制の整備に努める。また、各施設は、他事業所等から支援を受けることを想定し、必要な受援マニュアル等の整備に努める。

3 訪日外国人旅行者等の安全確保

旅館等の宿泊施設管理者とも連携し、訪日外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努める。

第17節 各種データの整備保存

実施担当

関係各課

1 各種データの整備保存

戸籍、住民基本台帳、不動産登記、地籍、公共施設、地下埋設物等の情報及び測量図面等の整備保存並びにバックアップ体制の整備に努める。

第18節 住民等の自主防災力の向上

実施担当 総務課、住民生活課、健康福祉課、教育委員会

1 各家庭・事業所の自主防災力の向上

地震から自らの生命・財産を守る基本は、各家庭、事業所での自主防災力の向上である。自主防災力の向上を図るため、啓発や防災訓練に関し効果的な手法を検討し、対策を実施していく。また、事業所については、防火管理業務の指導等も合わせ被害の発生・拡大防止を図る。

なお、家庭に求められる自主防災力向上対策は、次のとおりである。

(1) 家庭での危険防止対策の実施

- ア 家具の固定
- イ 落下物の防止
- ウ 家屋の耐震化（診断結果、耐震改修等）・不燃化
- エ 家屋周辺の危険性の把握

(2) 家庭備蓄の実施

- ア 消火器、バケツ等の消火用具
- イ のこぎり、バール等の救出用具
- ウ 救急医療セット等の医療用品
- エ 食料、水、燃料（3日分）
- オ 衣服、毛布等の生活用品
- カ 懐中電灯等の照明用品及び電池
- キ ラジオ等の情報収集用品及び電池
- ク その他各家庭の実情に応じた品目（ミルク、めがね等）

(3) 防災知識及び対処方法の理解と習得

- ア 地震の知識（発生メカニズム、「震度」と「マグニチュード」の違い、地震活動への対応等）
- イ 地震発生時の対処方法（初期消火、救出、救護等）
- ウ NTT災害用伝言ダイヤル（「171」）の利用方法
- エ 非常時の家族の避難場所や連絡方法の確認

(4) 率先避難の実施

住民に対し、強い揺れや長い揺れを感じた時は迷うことなく、自ら率先して避難行動を取ること等、避難に関する知識を身に付けてもらうための啓発を行う。

(5) 災害教訓の伝承

過去に起こった大災害の教訓や防災文化を確実に後世に伝えていく。

2 地域の自主防災力の向上

自主防災力は、地域ぐるみで高めていくことで組織的な力を発揮できるようになり、より有効性が高まる。このため、自主防災組織の組織化を促すとともに、自主防災組織の活動能力の向上を図るため、リーダーの養成、活動マニュアルの作成、資機材の整備・備蓄場所の確保、防災訓練等に関し、積極的に支援していく。

また、日頃の自主防災組織の活動を通じて、ビデオ、防災パンフレットの活用や研修会の実施等により防災意識の啓発を図れるよう支援する。

3 在宅要配慮者の自主防災力の向上

在宅要配慮者（寝たきり、認知症、ひとり暮らしの高齢者、障がい者、透析・難病患者、乳幼児等）が災害に見舞われると、その介護者も含めさまざまな障害に直面する。外部からの支援が始まるまでには相当の時間を要すると考えられることから、それまでの間、自力で対処できる能力を高めていく必要がある。

福祉関係者及び在宅要配慮者自身と協働で、在宅要配慮者の自主防災力の向上に向けた対策を講じていく。

4 保育所・小中学校及び要配慮者関連施設の自主防災力の向上

児童生徒、乳幼児、要介護高齢者、障がい者、傷病者等が集まる小中学校及び要配慮者関連施設が地震によって大きな被害を受けると、多くの人的被害が発生する可能性がある。このため、各施設の管理者等に対し、地震発生時に的確な対応が図れるよう、消防計画や防災計画の作成、見直し、防災訓練の定期的な実施について指導する。

5 保育所・小中学校における防災教育の推進

児童生徒に対する防災教育は、児童、生徒自身の自主防災力を高めるばかりでなく、将来的に災害に強い人材を育てていくという意味でも重要である。

地震災害に関する知識を深め、地震への対応力を高めるため、各教科、「総合学習」、特別活動の指導における副読本等教材・資料の作成、避難訓練、応急処置等について、児童、生徒の発達段階や保育所、学校等の実態に応じた防災教育に取り組んでいき、その取り組みを家庭、地域へと広げていく。

第19節 町の防災力の向上

実施担当 総務課、消防本部

1 住民への広報体制の整備

地震後においては、二次災害防止の呼びかけ、避難指示等といった緊急情報のほか、安否情報、給水や物資配布、交通規制情報等さまざまな生活情報を住民に広報することが求められる。このため、住民への広報活動を適切に行えるよう、次の点について準備を行う。

(1) 住民への情報伝達手段の充実

I P告知放送、緊急速報メール、防災行政無線（同報系、停電時使用）等複数の情報伝達手段の充実

(2) 防災拠点及び指定避難所としている各学校のパソコンの整備（今後、教育用パソコンを災害時にも活用することができる体制を整備する。）

(3) 広報紙（チラシ）の発行体制の整備

2 防災関係各機関・団体との連携強化

地震後の各種災害応急対策活動は、町及び防災関係機関・団体が連携して実施する。防災関係機関、団体と連携した活動が適切に行えるよう、あらかじめ次の点について準備を行う。

(1) 協定等の締結

(2) 定期的な情報交換の実施

(3) 実践的な防災訓練の実施

3 消防力の充実強化

地震時の消防活動を円滑に行えるよう、「消防力の整備指針」、「消防水利の基準」等に基づき、消防施設、消防水利等の充実に努めるとともに、次の観点から活動能力の向上に努める。

(1) 消防活動計画の整備

大規模地震時における消防機関の消火、救助・救急活動、広域応援活動等の消防活動計画を定めておく。

(2) 消防団の強化、活性化

なお、消防力等の現況については、資料3-1を参照のこと。

4 二次災害防止体制の整備

地震後には、引き続き地震活動等により家屋の倒壊、ため池の決壊、土砂災害等の二次災害が懸念される。二次災害を防止するためには、地震後、住居や各危険箇所の危険性を把握し、必要に応じて応急措置や避難の措置をとる必要があるが、危険性の把握にあたっては、建築士、砂防技術者等専門技能者の協力が必要である。このため、これら専門技術者との連絡体制や活動体制

をあらかじめ整備しておく。

内容

第1節 地震に強いまちづくり	13
1 地震に強いまちづくりの推進	13
2 建築物の安全確保	13
3 公共土木施設等の災害予防対策	13
4 交通及び通信施設の機能強化	13
第2節 防災知識を深めるための取り組み	14
1 防災関係者の研修	14
2 防災教育の実施	14
3 災害教訓の伝承	14
4 防災に関する広報及び啓発の実施	14
第3節 実践的な防災訓練の実施	15
1 実践的な防災訓練の推進	15
第4節 自主的な防災活動への支援	16
第5節 自発的な支援を受け入れるための環境整備	17
第6節 情報の収集・伝達体制	18
第7節 火災予防対策	19
第8節 危険物等災害予防対策	20
第9節 建築物等災害予防計画	21
1 公共、公用施設の耐震化対策の推進	21
2 一般建築物の耐震化対策等の推進	21
3 ライフライン施設の耐震化対策の推進	22
4 文化財の耐震化の推進	22
第10節 地盤災害等予防対策	23
1 急傾斜地崩壊対策	23
2 大規模盛土造成地	23
3 ため池崩壊対策	23
4 液状化対策	23
第11節 ライフライン等の対策	24
1 簡易水道施設	24
2 電力（四国電力(株)・四国電力送配電(株)）	24
3 ガス（(一社)高知県エルピーガス協会）	24
4 通信（西日本電信電話(株)・(株)NTTドコモ四国・KDDI(株)・ソフトバンクモバイル(株)）	24
第12節 緊急輸送活動対策	25

第13節 避難対策	26
1 避難対策	26
第14節 防災活動体制の整備	28
1 迅速かつ円滑な災害対策本部体制確立のための環境整備	28
2 防災活動体制の整備	28
第15節 地域への救援対策	29
1 物資・資機材等の備蓄の推進	29
2 消毒、保健衛生体制の整備	30
3 災害廃棄物の発生への対応	30
4 災害時医療対策	30
第16節 要配慮者への対策等	32
1 在宅の要配慮者及び避難行動要支援者への支援	32
2 社会福祉施設等における防災対策	33
3 訪日外国人旅行者等の安全確保	34
第17節 各種データの整備保存	35
1 各種データの整備保存	35
第18節 住民等の自主防災力の向上	36
1 各家庭・事業所の自主防災力の向上	36
2 地域の自主防災力の向上	37
3 在宅要配慮者の自主防災力の向上	37
4 保育所・小中学校及び要配慮者関連施設の自主防災力の向上	37
5 保育所・小中学校における防災教育の推進	37
第19節 町の防災力の向上	38
1 住民への広報体制の整備	38
2 防災関係各機関・団体との連携強化	38
3 消防力の充実強化	38
4 二次災害防止体制の整備	38